

2013年10月11日

バーゼル銀行監督委員会「流動性カバレッジ比率（LCR）に関する開示基準」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から7月19日に公表された市中協議文書「流動性カバレッジ比率（LCR）に関する開示基準」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおける検討に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

LCRは、銀行が一定のストレス時に耐え得るだけの流動性を有しているかを示す指標として考案されている。LCRを一般開示することは、平時であれば、透明性向上により市場規律を高める効果が期待できる反面、実際のストレス時には、適格流動性資産（HQLA）の使用可能性を制限し、市場のプロシクリシティを増幅させる効果を及ぼす可能性が極めて高い。

本文書では、このトレードオフ関係を考慮の上、ストレス時のHQLA使用、およびそのことによってLCRの最低要件を下回ることを許容する規定（パラグラフ6）が入れられているが、具体的な対応については監督当局の事後評価と柔軟な対応に任せる貌となっている。具体的な対応策としては、一時的な要件未充足についての当局承認の公表、等が検討可能である。しかし、実際に特定の銀行がそのような状態にある場合、たとえ市場ストレス下にあることが原因であったとしても、他の銀行と比較して危険な状態にあるとの市場参加者の解釈を防ぐことは困難であり、不当に銀行の資金繰りを悪化させてしまう懸念が残る。

こうした懸念を払拭する為には、銀行や市場参加者に対して、ストレス時におけるHQLA利用についての理解を促すコミュニケーションが、国・地域間で一貫した貌で継続的に実施されることが必要と思料する。

各論

○ 開示開始時期

LCR開示要件適用の開始時期をLCR導入から一定期間を経過した後とするよう、ご検討頂きたい。

LCR自体の導入が2015年1月以降とされており、また最低水準も当初の100%から

60%に引き下げ、段階的な適用となっている。算出結果に対する評価が定まっていな
い中、導入直後より各銀行が算出結果を開示した場合、各銀行の資金流動性状況を
判断するのは難しいものとする。導入開始より一定の経過期間をおくとともに、
BCBS による総合的な分析・評価の公表等により、LCR の評価目線がある程度形成さ
れた後、個別開示を開始した方が、円滑な導入に繋がるものと思料する。

○ 開示項目について

定性的開示項目の目的を、定量的情報が深く理解されることを促すことと規定し、
具体的な事項を各行の裁量に委ねるかたちとしている点については賛成である。

一方、例示項目は、銀行として重要性に鑑み開示することを検討できるものとさ
れているが、格付会社や投資家等、開示情報の利用者は、本文書に記載されている
以上は全てが必須開示項目、と受け止めた上で、開示姿勢の評価を行おうとする可
能性がある点、注意が必要である。こうした観点を踏まえると、パラグラフ 16、パ
ラグラフ 20 における例示項目は、定量的な開示項目の内容と比較しても詳細に過ぎ
ると考えられる為、削除願いたい¹。

また、パラグラフ 19 等に記載のある追加の定量的項目の開示要否、および具体的
な内容については、各行の裁量に委ねられている旨についても併せて明記するこ
とを検討頂きたい。

○ 日次観測値の単純平均

LCR に関するバーゼルⅢ国際合意文書（2013/1）では、LCR の算出頻度を「少な
くとも月次（パラグラフ 162）」としており、指標算出頻度に係る国際合意上の最
低要件は「月次」である（但し、ストレス状況下では、監督当局の裁量により、週
次や日次への引上げに要対応）。したがって、平常時を含めた継続的な開示計数に
ついては月次計数をベースとすべきと考える。

投資家等の外部に開示する数値は、管理ベースの数値と求められる精度が異なり、
基準時点の状況を反映した、より正確なものであることが望ましい。LCR の算出に
おいて、日次の数字は、月次の数字と比して、基準時点の状況の反映に限界があり、
同等の正確性を備えることは難しい。加えて、開示のためには内部統制に関する手
続が必要になるため、日次の数字を開示対象のベースとすることは、フィージビリ
ティを欠くと思われる。

また、日次の平均値を開示すべきとの意義として、基準日における調達取引の残
存期間に係る恣意的操作（所謂、ウィンドードレッシング）の排除が挙げられるが、
銀行が主体的に残存期間を調整できる取引手段は銀行間取引など一部に止まるこ

¹ 『LCR に関する改訂版バーゼルⅢ規則文書』において、当局モニタリング事項とされている項
目も例示されている。

とに加え、LCR を補完する目的で導入予定の「モニタリング指標」において、細かいグリッド毎の資金ギャップ構成や、調達手段毎の調達比率を監督当局宛に報告することから上記恣意的操作の排除は担保されると思われる。したがって、上記恣意的操作の排除を目的とした日次の平均値開示は不要と考える。

○ 共通テンプレートによる開示

(1) 開示項目の粒度

共通テンプレートは、BCBS ワーキンググループ内で「最低限の内容」とされ、作成されたものとの認識である一方、細かい項目についての開示は、枝葉末節の議論を生み、実際の資金繰りと関係の無いところで、不当に銀行の健全性に対する不安が煽られる懸念があり、慎重に対応する必要があると考えている。流動性に関する開示については、他の場所での議論も存在するが、BCBS においては引き続きバランスに配慮した議論を検討いただきたい。

(2) 最低要件欄の導入

LCR の最低要件は、当初 2015 年 1 月 1 日に 60%として導入され、毎年 10%ずつ引き上げられ、2019 年 1 月 1 日に 100%に達する予定となっている。導入期中は最低要件欄をテンプレート上にも設けて頂きたい。当該欄を加えることによって、具体的に必要な水準が 100%ではなく何%なのかをテンプレート上可視化することによって、誤解が生じることを防ぐ効果が期待できる。

以上